

八王子市高齢者活動コーディネーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、特技を持った高齢者と、それを必要とする個人及び団体とを紹介し、仲介する業務及び、双方の相談業務にあたることにより、高齢者の生きがいに資する高齢者のさまざまな活動を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、事業の実施を適切な事業運営ができる市民団体等（NPO団体を含む。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) おおむね60歳以上の高齢者で、長年培ってきたさまざまな特技や経験などを、それを必要とする者に提供することができる者
- (2) (1)の高齢者が持つ特技等の提供を希望する個人及び団体
- (3) 高齢者活動に参加する者

(事業内容)

第4条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 登録高齢者が持つ特技等の提供を希望する個人及び団体との仲介
- (2) 登録高齢者への活動紹介及び相談
- (3) 登録高齢者の活用に関するPR
- (4) 特技を持つ高齢者の新たな人材発掘・新規の登録促進
- (5) 登録高齢者への情報発信
- (6) 登録高齢者を活用した催事の企画及び実施
- (7) 新たなコーディネーターの育成
- (8) 町会・自治会、シニアクラブ、ボランティア等との連携
- (9) 高齢者の社会参加に関する普及啓発

(事務局の設置)

第5条 本事業を遂行するため、「八王子市高齢者活動コーディネーターセンター」（以下「コーディネーターセンター」という。）を大横保健福祉センター内に設置し、事務局を置く。

(コーディネーターセンターの名称)

第6条 コーディネーターセンターは、市民になじみの持てる名称を別に設けることができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。